

新水道ビジョン推進のための地域懇談会

1. 目的

厚生労働省が平成 25 年 3 月に策定した「新水道ビジョン」の推進の一環として、「新水道ビジョン推進に関する地域懇談会（以下「地域懇談会」という）」を各地で開催した。

地域懇談会は、全国各地の水道事業者等による各種推進方策について、その取り組みの内容を情報共有するとともに、広くそれを発信して、地域内の連携を図り、新水道ビジョンに示した施策を積極的に推進することを目的とするものである。

特に、広域連携については、水道事業の基盤の強化を図るための有力な方策であり、平成 28 年 3 月 2 日厚生労働省通知「水道事業の広域連携の推進について」及び「水道事業の基盤強化に向けた取組について」により、都道府県において市町村等の水道事業の広域連携に関する検討体制の構築を進めていることから、平成 28 年度の地域懇談会においては、都道府県の水道行政担当者の出席を求め、都道府県における広域連携の推進について、厚生労働省担当官とともに意見交換（グループディスカッション）を行った。

2. 地域懇談会の内容(平成 28 年度)

2.1. 開催概要

開催日、開催地、テーマ等は表のとおりであり、各地域における都道府県水道行政担当部(局)及び水道事業者・水道用水供給事業者を対象とした。(都道府県水道行政担当部(局)の参加は必須とした。)

	開催日	開催地	参加人数	発表者(テーマ)
第 11 回 沖縄	H28.5.26	沖縄県 与那国町	約 70 名	沖縄県庁主催の平成 28 年度市町村水道担当課長会議と共同開催
第 12 回 近畿	H28.6.6	京都府 京都市	約 90 名	<ul style="list-style-type: none"> 大阪広域水道企業団(大阪府域の広域化に向けた取組み) 兵庫県(兵庫県における今後の水道事業のあり方検討の状況) 神戸市(兵庫県内水道事業者の連携強化を目指して・神戸市における配水管網再構築計画策定)
第 13 回 関東	H28.8.5	埼玉県 さいたま市	約 60 名	<ul style="list-style-type: none"> 水戸市(水戸市水道事業経営の基盤強化について) かすみがうら市(かすみがうら市と阿見町による水道料金等徴収業務委託共同発注) 群馬東部水道企業団(群馬東部地域の広域化と官民連携事業)
第 14 回 中部	H28.9.2	岐阜県 岐阜市	約 40 名	<ul style="list-style-type: none"> 三重県(伊勢志摩サミット水道対策について) 名古屋市(NAWSを活用した広域化) 牧之原市(水道使用者と考えた 100 年配水池)
第 15 回 中国・四国	H28.10.31	香川県 高松市	約 60 名	<ul style="list-style-type: none"> 香川県(県内 1 水道に向けた取組み) 四国中央市(DBO 方式による浄水場の更新・運営) 八幡浜市(アセットマネジメントの活用による料金改定)

2.2. 議事進行

2.2.1. 新水道ビジョンの概要説明

新水道ビジョン策定の経緯や、全国の水道事業の現状と課題、推進・策定支援方策（都道府県水道ビジョン・水道事業ビジョン作成の手引き、新水道ビジョン推進のためのツール、取組事例、地域懇談会、推進協議会）等、新水道ビジョンの推進に資する事項や、水道事業の基盤強化に関する検討状況について厚生労働省より説明した。また、水循環基本法、水循環基本計画についてその概要・ポイントを厚生労働省より説明した。

2.2.2. 取組事例の紹介

開催地域における代表的な取組事例として、各地のゲストスピーカーによる講演を行った。発表テーマ、発表者、発表概要については参考資料(参考3)にまとめた。

2.2.3. グループディスカッション

以下の4テーマで、参加者によるグループディスカッションにより、問題認識や情報の共有を図った。

- ① 都道府県の役割について
- ② 老朽化施設の計画的更新及び耐震化について
- ③ 広域化について
- ④ アセットマネジメントの活用と料金設定について

2.3. 地域懇談会で得られた主な意見

グループディスカッションで得られた主な意見について、テーマ別に抜粋して以下にとりまとめた。

1) 都道府県の役割について

- ・ 検討会を立ち上げ、事業体に対してヒアリングを実施する予定である。市町村合併によりかつての圏域が変わった地域もあるため、今後、どのように取り組むべきか模索中である。
- ・ 県内で事業体に対し広域化の講義やアンケート調査を実施したところ、大規模事業体ほど広域化に消極的な傾向が見られた。
- ・ 人手が足りない事業体に県が出向いて、県が代わりにアセットマネジメントの検討を行ったり、知事と市町の首長がトップレベルで広域化に関する意見交換を行ったりした事例がある。ただし、県があまりに関与しすぎると、本来主体的に取り組むべき市町の事業体の自立性が低下していく懸念も指摘される。
- ・ 県下の大臣認可事業体の情報は、各種統計調査等でも直接国へ報告されるものが多く、状況が分からないことが多い。認可権限の移譲により、大臣認可であった事業体からも情報が収集できるようになった。また、アセットマネジメントに取り組むように指導しやすくなった。
- ・ 都道府県には、認可権限の委譲が可能であり、交付金の配分というような権限が与えられているため、これらを使ったリーダーシップの発揮を検討していただきたい。
- ・ 検討の場ができ、広域化を推進していく状況となっているところでは、アメ(補助金など)とムチ(規制など)が必要ではないか。
- ・ 都道府県から市町村への人的支援や人事交流のような方策も考えられる。
- ・ 県が広域連携の主導的役割を求められているが、都道府県の権限の強化を制度化していただくこと、それ

に付随して予算面についても配慮願いたい。

2) 老朽化施設の計画的更新及び耐震化について

- ・ 配水幹線や重要給水拠点に接続する管路の耐震化を優先的に行っているが、全体的に経年化率が高く、全てを耐震化するまでにはかなりの年数を要する状況にある。
- ・ 市町村合併に伴う水道事業の広域化によって給水区域が大幅に拡張し、老朽管の割合が高くなった。また、合併先の旧町村に石綿管が多数残存しており、まずは石綿管の解消を優先的に取り組んでいる。
- ・ 大規模な宅地開発の際に開発業者が布設した水道管を水道事業者が譲り受けて管理する状況にある。これらの管路が老朽化して一気に更新時期を迎えており、その対応に苦慮している。
- ・ 更新の優先順位やルート選定を検討する上で、土壌調査を蓄積して埋設環境に関する情報を活用することが重要である。
- ・ 管路整備を行う際は、道路や下水道の整備工事と一緒に行うことで土工費を削減し、工事費を抑制している。
- ・ 更新の単位を小さいブロックに分け、集中的に更新投資を行うことで耐震化を進め、災害時に同時多発的に発生する修繕箇所を抑制することで、効率的な修繕作業が可能になるのではないかと。また、山間地や限界集落などは修繕にて対応し、人口密集地において更新事業を展開するという考えはどうか。

3) 広域化について

- ・ 広域化の目的は、市民サービスの永続である。市町村合併を行ったとしても水道事業経営が厳しいのであれば、他の事業体と広域化し、水道事業を持続させる必要がある。
- ・ 広域化に向けての最大の共通課題は、統合後に料金統一をすることである。広域化を実現できた事業体では、広域化によるメリットの共有を優先目的として、当該課題の解決は統合後に検討する位置づけ(先送り)にすることや、統合に際して事業体間で料金格差が大きい場合に一般会計からの繰り入れを行った。また、広域化を見据えて、料金改定時に近隣の事業体と料金体系を同じにした事業体もある。一方で、料金統一が困難であることから、都市部と農村部で料金を分けることを検討した事例(実現はしていない)も紹介され、各事業体で苦慮されている状況が伺える。
- ・ 小規模事業体では、職員数が少ないため日常業務の遂行が精一杯であり、広域化の話題すらできない状況にある。一方で、小規模事業体を含んでいても、幾つかの事業体が包括委託を実施していたことで、広域化の検討時間を作ることができた事例も紹介された。
- ・ 広域連携、広域化は中核となる事業体の負担が大きいこと、そういった役割を引き受けるには現制度の下では住民、議会等に対して説明が困難であり、自ら言い出し難い状況となっている。
- ・ 広域化を進めるためには、首長などのトップダウンによる取り組みが有効である。これは、具体的に検討のフィールドが準備されることで、共通の目的を持ちながら検討を進めることが可能になるためである。ただし、職員同士の検討から進めるボトムアップの取り組みが首長を巻き込む形で実を結び、トップダウンの取り組みとして検討が行われた事例もある。
- ・ 現場レベルでは、トップダウンによる取り組みを待つのではなく、ボトムアップの取り組みとして、まずは近隣を含めて職員同士が顔合わせする勉強会からスタートし、意識改革を行うことが重要である。当勉強会の中で、様々な背景を有する事業体が検討することで、結果的にその場では広域化につながらなかった場合でも、中長期的な共通課題の抽出や運営基盤の強化に資する点で有効である。仰々しい勉強会にするので

はなく、業務の延長にあるテーマ(緊急用資機材のストックに向けた考え方など)を扱うことなどにより、取り組み自体をスタートすることが望ましい。

- ・「Win-Win」の関係で連携、広域化を進めるため、負担が大きくなりがちな中核となる事業体を後押しできるよう、支援を行う際に根拠となる規定の制定や、負担軽減のための財政支援制度の創設について検討をお願いしたい。
- ・すぐに統合は難しいが、近隣事業体同士での水平「連携」から始めることを考えている。平成の市町村合併が失敗したことをうけて、水道の広域化がやりづらい面がある。
- ・事業の連携では、水質検査業務やメータの管理を共同で実施することや、水道事業体によって、施工基準なども異なることから、これらの管理方法を統一することからはじめることも広域化のためのステップではないかと思われる。
- ・これまでは浄水場間での水融通ができなかったが、広域化によって水融通が可能となり、配水池を止めて整備できるようになったという恩恵もある。

4) アセットマネジメントの活用と料金設定について

- ・資産の整理状況に係わらず、簡易ツール等を活用した簡易な手法でもアセットマネジメントを実施し、水道事業の将来について危機感を持つことが重要である。まずは簡易手法による結果を首長や議会に説明した上で、より詳細な検討を行うためには資産データの整理が必要であることに理解を得る必要がある。
- ・更新基準をどの程度に設定するか、どのような判断基準で設定するかが重要である。
- ・アセットマネジメントと管路更新計画を並行して進めたいが、アセットマネジメントによる検討結果を生かし切れていない状況にある。アセットマネジメントは実施して終わりではなく、必要に応じて料金改定資料へと活用することが重要である。
- ・財務担当はマクロマネジメント的な視点を重視し、施設担当はマイクロマネジメント的な視点を重視しがちであるが、両者の視点を合わせてこそアセットマネジメントであるため、双方で協議しながら進めることが重要である。
- ・収支計画の見込みほどには収入が得られない状況にあるため、実態に合わせて計画を見直す必要に迫られている。
- ・アセットマネジメントにより更新投資と財政収支のバランスを考慮した計画を策定したが、交付金が減額されると当初計画どおりに進めることが困難となる。事業を遅らせるといった対応も考えられるが、計画に変更はつきものという視点に立ち、企業債の増額や料金改定も含めて柔軟に対応する必要がある。
- ・アセットマネジメントでは概略的な料金改定の程度をつかむことは可能であるが、実際の料金改定を検討するうえでは、アセットマネジメントとは別で将来5年など短期的に検討している。
- ・これからの将来を見据えた場合、重要度の低い配水支管などは、壊れてから直すという事後保全的な考え方も取り入れていく必要があるかもしれない。
- ・料金改定のパターンについては複数案を示すことが多い。この際は、料金改定率と起債の割合の関係から、料金改定率が大きいほど現役世代の負担は大きい将来世代への負担へ減る、料金改定率が小さいほど現役世代の負担は小さい将来世代への負担へ増える、ということを説明する必要がある。
- ・料金の改定率だけでなく、基本料金と従量料金の割合についても同時に見直す必要がある。